

島原地域広域市町村圏組合介護保険料徴収職員に関する規則

令和3年1月28日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号）第129条に規定する介護保険料（以下「保険料」という。）の徴収及び滞納処分に従事する職員（以下「徴収職員」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(徴収職員の設置等)

第2条 島原地域広域市町村圏組合管理者（以下「管理者」という。）は、次に掲げる事務に関する徴収職員を置く。

- (1) 保険料、督促手数料及び延滞金の徴収
- (2) 徴収及び滞納処分に関する調査のための質問又は検査
- (3) 滞納処分のための財産差押え

(徴収職員証の交付等)

第3条 管理者は、徴収職員に介護保険料徴収職員証（様式第1号。以下「徴収職員証」という。）を交付する。

- 2 徴収職員は、前条に掲げる事務を行うときは、前項の徴収職員証を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 徴収職員は、徴収職員証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 徴収職員は、徴収職員証を紛失し、又は破損若しくは汚損したときは、直ちに管理者に届け出るとともに、徴収職員証の再交付を受けなければならない。
- 5 徴収職員は、当該職務を解かれたときは、直ちに徴収職員証を管理者に返還しなければならない。
- 6 管理者は、徴収職員証の交付及び返還について、介護保険料徴収職員証交付簿（様式第2号）を備え、適正に管理しなければならない。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

（表面）

第 号	介護保険料徴収職員証	
所 属		
氏 名		
生年月日	年 月 日生	
	年 月 日交付	
	島原地域広域市町村圏組合管理者 印	

（裏面）

1	本証は、介護保険料の徴収及び滞納処分に関する事務を行う場合は、必ず携帯しなければならない。
2	本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
3	本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
4	本証を紛失し、又は破損若しくは汚損したときは、直ちに管理者に届け出なければならない。
5	徴収職員の職を解かれたときは、直ちに本証を管理者に返還しなければならない。

様式第2号（第4条関係）

介護保険料徴収職員証交付簿

証番号	交付年月日	受領者		受領印	返還年月日	備考
		所属	氏名			